

児童相談所運営指針等改正通知に関する疑義照会への回答

【全 般】

- ① 改定後の指針に対応するための各自治体の猶予期間。

今回、発出した通知は発出日（1月23日）をもって施行。しかしながら、各自治体の体制整備に要する時間等を考慮し、各自治体においては遅くとも本年4月には実施することが適当である。

【児童相談所運営指針】

- ① 改正前は、市町村職員が立入調査の執行に当たることができたが、今回削除され、「同行・協力」となったが、改正前のように市町村職員による立入調査は執行できるのか。
(第3章第3節5(4))

従来は、市町村職員であっても機関委任事務の一環として都道府県知事の指示監督の下に児童福祉法や児童虐待防止法に基づく立入調査の執行が可能であるとされてきたが、地方分権一括法により機関委任事務が廃止され当該事務は地方自治法に基づく都道府県の自治事務と整理されたため、該当部分を削除したもの。そのため市町村職員ができるのはあくまで立入調査に当たった同行・協力であり、市町村職員が立入調査を執行することはできないと考えられる。

なお、地方自治法第252条の17の2に基づく条例を定めることにより、立入調査を都道府県に代わって市町村が処理することとすることは可能だが、その場合であっても立入調査後の一時保護や施設への措置等は都道府県が行うこととなるため、条例を制定する場合は市町村と充分調整して行うことが必要である。

- ② 「児童相談所は……関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、……市町村、要保護協議会に対し、積極的に提供する」とあるが、想定されている情報とは何か。

また、「協議会」とは、都道府県が設置する協議会も含むのか。

(第7章第1節(8))

性的虐待等のケースであって特に関係機関に関与させることが不適当な事例を除き、関係機関の関与が必要な事例に関する経過や援助方針などすべての情報を想定している。なお、ここでいう協議会には、市町村が設置した協議会を想定している。

【市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会 設置・運営指針関係】

① 要保護児童対策地域協議会を、今後必置にするのか。

現在、立法府において児童虐待防止法の見直し作業が進められており、その論点には挙げられているところ。いずれにせよ、児童虐待防止対策の強化のためには、各市町村で、一日も早い設置が望まれるところであり、未設置ないし協議会に移行していない自治体においては、早急に設置ないし協議会への移行を進めるとともに、都道府県においては、管内の市町村に強く設置の促進を働きかけられたい。

なお、平成19年度においては、児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）において、都道府県から要保護児童対策地域協議会に児童相談所OBなど、児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業の創設を図るとともに、市町村の体制強化を図る観点から、地方財政措置においても、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待防止対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置（地域の子育て支援のための措置）が講じられており、その積極的な活用を図られたい。

② 指針の改正により、協議会調整機関の業務量は膨大となることから、国として、標準的な人員の配置基準や資格要件は示さないのか。 （交付税で財源面を担保しているが、一方で、制度の枠組みも必要。）

児童虐待対応に向けた市町村の体制整備は重要な課題であると考えているところであるが、地方分権の流れの中で、国による自治体の職員配置に関する関与については抑制的な対応が求められているほか、児童虐待をめぐる地域の実情も大きく異なるから、市町村における人員の配置基準等について示す予定はない。

平成19年度においては、児童虐待・DV対策等総合支援事業（児童虐待防止対策支援事業）において、都道府県から児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業の創設を図るとともに、地方交付税措置において、市町村の体制強化を図る観点から、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待防止対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置（地域の子育て支援のための措置）を講じたところであり、こうした財政措置を最大限に活用し、それぞれの地域の実情に応じて、適切な配置を進めていただきたいと考えている。

- ③ 安全確認は市町村職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行う時の「依頼した者」とは。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第3節4)

ケースによって異なるが、一般に、保育所職員、民生・児童委員、学校の先生等が想定される。

- ④ 泣き声通報等で、通告者や、ケースの対応者が不明で、直接目視ができない場合も想定されるが、その場合は、どのように対応すればよいのか。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第3節4)

本通知で想定しているのは、通報の対象となった子どもが特定できる場合である。

- ⑤ 市町村が、児相送致の際に立入調査や一時保護の実施に関して「通知する」際の、「通知」の強制力(児相が、子育て短期利用事業や育児支援家庭訪問事業の活用について「通知」する際の強制力)。

(市町村児童家庭相談援助指針：第1章第4節)

本通知は、児童福祉法第26条第4項に定められている保育の実施等に係る通知と同様に、特定の児童について支援を行う行政機関が他の行政機関が権限と責任を有する事務に関し、その実施について判断が必要と認めた場合に、当該他の行政機関に対し、情報提供を行うとともに、その実施に関する判断を促すための行為であり、本通知を受けた都道府県又は児童相談所は、これに基づいて、その実施の要否などに関し、判断を行う必要があるものと考えている。

- ⑥ 実務者会議等における全ケースについての定期的な状況のフォロー等について、

(市町村児童家庭相談援助指針：第4章第3節1(3))

(要保護児童対策地域協議会設置・運営指針：第3章)

- a. 実務者会議「等」の等は何を指すのか。

地域によっては、代表者会議、個別ケース検討会議の2層構造の自治体も見られることから、「等」はこれらの会議も考えられるという意味である。